

市内まるごと介護予防教室開催事業者募集概要

1. 募集目的

鳴門市内随所で65歳以上の高齢者（以下「シニア」という。）を元気にする教室があふれる環境づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すため、シニア向け介護予防教室を開催する事業者を募集します。

2. 対象

応募要件を満たす法人または個人事業主。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に定める事業のいずれかを行う事業所は除く。

3. 委託額等

上限10万円（消費税及び地方消費税を含めない。）とし、介護予防教室を2日以上かつ2回以上開催すること。

4. 応募要件

鳴門市内で営業する法人又は個人事業主であって、次に掲げる要件をいずれにも満たすもの。

ただし、同一の事業対象者との契約は1回に限る。

- ・ 鳴門市内に本店又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ・ 鳴門市内の本店又は事業所において、鳴門市在住である5人以上のシニア向けに介護予防の教室を開催できること。
- ・ 同一事業について、他の補助金・委託等を受けていないこと。
- ・ 高齢者が参加しやすい配慮がなされていること（安全対策を含む。）
- ・ 現在営業しており、介護予防教室を契約する日以後も事業継続する意思があること。

5. 応募方法

事業計画申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、長寿介護課窓口にて申請し、確認を受けなければならない。

- ・ 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- ・ その他市長が必要と認める書類

6. 募集締切

令和6年12月23日（月）午後5時までとする。ただし予算に達した場合はこの限りでない。

7. 注意事項

- ① 次のいずれかに該当するときは、介護予防教室の契約の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ・ 偽りその他不正の手段により契約を締結したとき。
 - ・ 委託契約の内容に違反したとき。
 - ・ その他市長が適当でないと認めたとき。
- ② 事業対象者は、介護予防教室の施行及びその他関係書類を整備し、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。
- ③ 申請内容に疑義が生じたときは、現地確認等が行われる。
- ④ 鳴門市暴力団等排除措置要綱に抵触しないこと。

8. スケジュール

- 7月 1日（月） 募集開始
～～ 随時書類確認 ～～
～～ 随時介護予防教室開催委託契約 ～～
- 12月23日（月） 午後5時 募集締切
- 1月31日（金） 介護予防教室完了期限
- 2月28日（金） 実績報告の提出期限
- ・ 事業実績報告書（様式第2号）
 - ・ 収支決算書（様式第3号）
 - ・ 介護予防教室の実施内容が確認できる資料又は写真等
 - ・ 参加者名簿（氏名、住所、生年月日）

9. 確認事項

「新規性・独創性」「効果」「実現性」「熱意」

事業概要について、不明な点があれば、下記連絡先までお問合せください。

連絡先 鳴門市健康福祉部長寿介護課
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL:088-684-1147 FAX:088-684-1321
e-mail:chojukai.go@city.naruto.i-tokushima.jp